

南九州市告示第151号

南九州市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱を次のように定めた。

令和7年8月15日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条の規定により策定した南九州市建築物耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、木造住宅の耐震改修工事を行う南九州市木造住宅耐震改修事業（以下「補助事業」という。）を実施する者に対し、予算の範囲内において南九州市木造住宅耐震改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、南九州市補助金等交付規則（平成19年南九州市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 南九州市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱（令和7年南九州市告示第〇号。以下「耐震診断補助要綱」という。）第2条第1号に規定する木造住宅をいう。
- (2) 耐震診断 耐震診断補助要綱第2条第3号に規定する耐震診断をいう。
- (3) 耐震改修工事 耐震診断の結果、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する一般診断法による上部構造評点又は一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）による上部構造耐力の評点が1.0未満であったものについて当該評点を1.0以上にし、かつ、地盤及び基礎が構造耐力上安全になるように補強する工事（これに伴う実施設計及び工事監理を含む。）であって、耐震診断補助要綱第2条第4号に規定する耐震診断技術者の設計及び監理に係るものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 耐震改修工事を行う市内に所在する木造住宅（以下「対象住宅」という。）

の居住者又は所有者であること。

(2) 前号の居住者と所有者が異なる場合は、当該居住者及び所有者双方が耐震改修工事の実施について同意していること。

(3) 市税等を滞納していないこと。

(4) 南九州市暴力団排除条例（平成24年南九州市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

（補助金の交付対象経費）

第4条 補助金の交付対象経費は、耐震改修工事に要する経費（耐震設計費及び工事監理費を含む。）とする。ただし、延べ面積に1平方メートル当たり33,500円を乗じた額を上限とする。

（補助金の対象となる延べ面積）

第5条 補助金の交付対象経費の算出に使用する延べ面積の算定は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び床面積の算定方法について（昭和61年4月30日付け建設省住指発第115号建設省住宅局建築指導課長通知）に定める方法によるものとする。ただし、外気に十分開放されたテラス、バルコニー等の部分を除く。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、交付対象経費に相当する額に100分の23を乗じた額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、対象住宅1棟につき30万円（市外業者が施工した場合は、24万円）を限度とする。

2 補助金の交付回数は、対象住宅1棟につき1回限りとする。

（補助事業内容の事前協議）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修工事の実施に関する契約を締結する前に、市長と協議を行い、その内容について助言又は指導を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、耐震診断補助要綱に基づく補助金の交付を受けていない対象住宅の耐震改修工事に係る補助金の交付の申請をしようとする者は、耐震診断補助要綱第2条第4号に規定する耐震診断技術者が作成した耐震診断の報告書により、その内容について、市長と事前に協議しなければならない。

（補助金の交付申請）

第8条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項に規定する補助金の交付申請をしようとする者
 - ア 耐震改修工事実施計画書（第2号様式）
 - (ア) 耐震改修事業を実施しようとする対象住宅の外観写真（全景が入るように写したものの2面以上）
 - (イ) 鹿児島県木造住宅耐震技術講習会受講修了証の写し
 - (ウ) 補強計画後の診断表
 - イ 耐震改修工事に係る見積書の写し（実施設計及び工事監理費を含むことができる）
 - ウ 耐震改修工事計画図面
 - エ 借主（貸主）がいる場合 木造住宅耐震改修事業同意依頼書兼同意書（第3号様式）
 - オ その他市長が必要と認める書類

(2) 前条第2項に規定する耐震診断補助要綱に基づく補助金の交付を受けていない対象住宅の耐震改修工事に係る補助金の交付を受けようとする者は、前号の書類に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- ア 付近見取図，配置図及び平面図
- イ 建築物の所有者及び建築時期が記された官公署の発行した書類の写し（確認通知書，検査済証，登記簿謄本及び名寄帳等）
- ウ 耐震診断結果報告書
（補助金の交付決定）

第9条 市長は，申請書の提出があったときは，速やかにその内容を審査し，適当であると認めるときは，補助金の交付を決定し，木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。
（補助事業内容の変更）

第10条 申請者は，前条の交付決定を受けた補助事業の変更又は中止をしようとするときは，木造住宅耐震改修事業計画変更（中止）承認申請書（第5号様式）に補助事業の変更又は中止の内容が確認できる書類を添えて市長に提出し，その承認を受けなければならない。

2 市長は，前項の規定により補助事業の変更又は中止の申請があった場合において，当該申請の内容が適正であると認めるときは，木造住宅耐震改修事業変更交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。
（中間検査等）

第11条 申請者は，耐震改修工事における主な耐震補強箇所を目視で確認できる時期に，木造住宅耐震改修事業中間検査申請書（第7号様式）に，次に掲げる書類を添えて市長に提出し，中間検査を受けなければならない。

- (1) 設計監理業務契約書の写し

(2) 耐震改修工事請負契約書の写し

(3) 耐震改修図面

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、耐震改修工事が適切になされているか、速やかに中間検査を行うものとする。

3 市長は、前項の規定による中間検査の結果を、木造住宅耐震改修事業中間検査結果通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、中間検査の結果、当該耐震改修工事が適切に行われていないと認めるときは、申請者に対し、耐震改修工事を適切に行うよう指示するものとする。

5 前項の規定による指示を受けた申請者は、その指示に対する是正について市長の確認を受けなければ、中間検査後の工程に係る工事を施工してはならない。

6 市長は、申請者が第4項の規定による指示に従わない場合は、当該申請者に対する補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。

（実績報告）

第12条 申請者は、補助事業完了後1月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに木造住宅耐震改修事業補助金実績報告書（第9号様式。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 木造住宅耐震改修事業監理報告書（第10号様式）

(2) 建築士事務所が発行した請求書又は領収書の写し

(3) 工事施工者が発行した請求書又は領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修事業補助金交付確定通知書（第11号様式。以下「確定通知書」という。）により速やかに申請者に通知する。

（補助金の請求）

第14条 申請者は、確定通知書を受領し、補助金の交付を受けようとするときは、木造住宅耐震改修事業補助金交付請求書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者が、この告示に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認めた場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この告示は，告示の日から施行する。

南九州市長 様

住所
氏名
電話番号

木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書

南九州市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり申請します。また、申請内容の審査に当たって、市が私及び同一世帯の者の市税等の申告納付状況等を調査することに同意します。

補助事業の内容	所在地 <u>南九州市</u> 階 数 _____ 延 べ 面 積 _____ m ² (住宅部分 _____ m ²) 建 築 年 月 _____ 年 _____ 月 (着工) 耐震診断技術者名 _____ 建築士事務所名 _____ 工事施工者名 _____
交 付 申 請 額	金 _____ 円
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 耐震診断補助要綱により診断補助を受けた場合 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 耐震改修工事実施計画書（第 2 号様式） <input type="checkbox"/> 耐震改修工事に係る見積書の写し（実施設計及び工事監理費を含むことができる） <input type="checkbox"/> 耐震改修事業計画図面 <input type="checkbox"/> 木造住宅耐震改修事業同意依頼書兼同意書（第 3 号様式）（借主（貸主）がいる場合） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類 ■ 耐震診断補助要綱による診断補助を受けていない場合は上記に加え <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 付近見取図，配置図及び平面図 <input type="checkbox"/> 建築物の所有者及び建築時期が記された官公署の発行した書類の写し（確認通知書・検査済証・登記簿謄本・名寄帳・その他（ ）） <input type="checkbox"/> 耐震診断結果報告書

耐震改修工事実施計画書

- 1 所在地 南九州市
- 2 改修する木造住宅の概要
 用途：
 （併用部分がある場合はその具体的用途： ）
 階数：
 延べ面積： m²（住宅部分 m²）
 建築年月： 年 月（着工）
- 3 改修する建築士事務所の概要
 所在地：
 事務所名：
 事務所登録：（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号
 代表者名：
 電話番号：
 耐震診断技術者氏名：
 講習会受講番号：
- 4 耐震改修事業を行う施工者の概要
 会社名：
 代表者名：
 所在地：
 電話番号：
- 5 補助対象経費

耐震改修事業費	円（消費税込）
耐震設計費	円（消費税込）
工事監理費	円（消費税込）
合計・・・①	円（消費税込）
補助申請額・・・①又は上限30万円 1,000円未満切り捨て	円
- 6 耐震改修事業の予定期間
 年 月 日から 年 月 日まで（予定）
- 7 耐震診断の方法： 一般診断法 ・ 精密診断法 （いずれかを○で囲む）
- 8 耐震診断結果
 （一般診断法による上部構造評点又は精密診断法による上部構造耐力）

	改 修 前				改 修 後			
	X	点	Y	点	X	点	Y	点
1階	X	点	Y	点	X	点	Y	点
2階	X	点	Y	点	X	点	Y	点
- 9 添付書類
 - (1) 耐震改修事業を実施しようとする対象住宅の外観写真
 （全景が入るように写したものの2面以上）
 - (2) 鹿児島県木造住宅耐震技術講習会受講修了証の写し
 - (3) 補強計画後の診断表

第3号様式（第8条関係）

木造住宅耐震改修事業同意依頼書兼同意書

耐震改修工事借主（貸主）同意依頼書

借主（貸主） 様

下記に所在する木造住宅の耐震改修工事を行いたいので、工事に同意をお願いいたします。

年 月 日

貸主（借主） 住 所：
氏 名：
電話番号：
記

所在地 南九州市

耐震改修工事借主（貸主）同意書

貸主（借主） 様

依頼のありました木造住宅の耐震改修工事を行うにあたっては、借主（貸主）として同意いたします。

年 月 日

借主（貸主） 住 所
氏 名
電話番号

第 号
年 月 日

様

南九州市長

木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった南九州市木造住宅耐震改修事業補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 交付決定額 金 円
- 3 対象建物の概要
 - (1) 所在地 南九州市
 - (2) 階数
 - (3) 延べ面積 m^2 （住宅部分 m^2 ）
 - (4) 建築年月 年 月（着工）
 - (5) 耐震診断技術者名
 - (6) 建築士事務所名
 - (7) 工事施行者名
- 4 交付の条件

年 月 日

南九州市長 様

住所
氏名

木造住宅耐震改修事業計画変更（中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった南九州市木造住宅耐震改修事業を以下のとおり変更したいので、南九州市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 変更（中止）後の補助金申請額 金 円
- 3 変更（中止）の理由
- 4 関係書類

第 号
年 月 日

様

南九州市長

木造住宅耐震改修事業変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更（中止）申請のあった南九州市木造住宅耐震改修事業については、南九州市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により承認し、次のとおり決定したので通知します。

- 1 変更後の交付決定額 金 円
- 2 対象建物の概要
 - (1) 所在地
 - (2) 階数
 - (3) 延べ面積 m^2 （住宅部分 m^2 ）
 - (4) 建築年月 年 月（着工）
 - (5) 耐震診断技術者名
 - (6) 建築士事務所名
 - (7) 工事施工者名
- 3 交付の条件

第 号
年 月 日

様

南九州市長

木造住宅耐震改修事業中間検査結果通知書

南九州市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり木造住宅の中間検査の結果を通知します。

1 所在地

2 中間検査日 年 月 日

3 検査結果

- 検査の結果、耐震改修事業が適切に行われていると認めます。
- 検査の結果、耐震改修事業が適切に行われていないと認められるため、以下のとおり指示します。

年 月 日

南九州市長 様

住所

氏名

木造住宅耐震改修事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき、南九州市木造住宅耐震改修事業を実施したので、南九州市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 耐震改修事業の着手年月日 年 月 日
- 2 耐震改修事業の完了年月日 年 月 日
- 3 交付決定額 金 円
- 4 関係書類
 - (1) 耐震改修事業監理報告書（第10号様式）（添付図書を含む。）
 - (2) 建築士事務所が発行した請求書又は領収書の写し
 - (3) 工事施工者が発行した請求書又は領収書の写し
 - (4) 耐震改修事業中間検査結果通知書の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

様

建築士事務所 所在地
事務所名
代表者名
電話番号

木造住宅耐震改修事業監理報告書

下記の木造住宅の耐震改修事業について、設計図書のとおり実施されていることを確認したので、報告いたします。

耐震診断技術者氏名

記

- 1 所在地 南九州市
- 2 耐震改修事業を行った木造住宅の概要
用途：
(併用部分がある場合はその具体的用途：)
延べ面積： m² (住宅部分 m²)
階数：
建築年月： 年 月 (着工)
- 3 耐震改修事業を行った施工者の概要
会社名：
代表者名：
所在地：
電話番号：
- 4 事業完了年月日 年 月 日
- 5 耐震診断の方法 一般診断法 ・ 精密診断法 (いずれかを○で囲む)
- 6 耐震診断結果

(一般診断法による上部構造評点又は精密診断法による上部構造耐力)

	改 修 前				改 修 後			
1 階	X	点	Y	点	X	点	Y	点
2 階	X	点	Y	点	X	点	Y	点

- 7 添付書類
 - (1) 耐震改修図面
 - (2) 施工写真

第 号
年 月 日

様

南九州市長

木造住宅耐震改修事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった南九州市木造住宅耐震改修事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、南九州市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第13条の規定により次のとおり通知します。

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助金の交付確定額 金 円

年 月 日

南九州市長 様

住所
氏名

木造住宅耐震改修事業補助金交付請求書

次のとおり補助金の交付を請求します。

対象事業名	南九州市木造住宅耐震改修事業			
交付確定額	金 円			
交付請求額	金 円			
振込先	金融機関名		支店名	
	種 別	1 普通 2 当座	口座番号	
	フリガナ 口座名義人			